

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和5年1月19日

新潟市長 中原八一

### 1 入札に付する事項

(1) 品名	教育用プロジェクタ
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 入札に当たっては、総価での入札とします。
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	令和5年2月9日 午後1時30分 新潟市役所本館2階契約課入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和5年2月8日午後5時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
(5) 履行期限・履行場所	令和5年3月22日 新潟市教育委員会学務課が指定する1か所
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合には、入札を中止することがあります。

(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表第2の9の措置要件に該当しない者

## 3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市役所本館2階  
電話 025-226-2213  
FAX 025-225-3500
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和5年2月1日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

## 4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和5年1月26日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリのみとします。
- (5) 回答期限 令和5年1月31日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、入札控室に掲示します。
- (7) その他 電話での受付は一切しません。  
質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号を必ず記入してください。

## 5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
  - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
  - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
  - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
  - エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

## 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話番号 )

(FAX番号 )

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和5年1月19日
番 号	新潟市公告第25号
品 名	教育用プロジェクト

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者 )

(FAX番号 )

1 番 号 新潟市公告第25号

2 品 名 教育用プロジェクタ

質 疑 事 項

--

教育用プロジェクタ  
仕様書

令和5年1月

新潟市教育委員会学務課

## 目次

1. 業務の名称 .....	1
2. 台数 .....	1
3. 納入期限 .....	1
4. 納入場所 .....	1
5. 業務の目的 .....	1
6. 業務の範囲および内容 .....	1
6.1. 機器等の選定 .....	1
6.2. 機器の保証 .....	1
7. 調達機器等の仕様 .....	1
7.1. 調達機器等一覧 .....	1
7.2. 液晶プロジェクタ仕様詳細 .....	2
7.3. 調達機器等仕様の補足 .....	2
8. 成果物等 .....	2
9. その他特記事項 .....	3



## 1. 業務の名称

「教育用プロジェクタ」

## 2. 台数

200 台

## 3. 納入期限

令和 5 年 3 月 22 日

## 4. 納入場所

新潟市教育委員会学務課が指定する 1 か所

## 5. 業務の目的

新潟市立学校で使用するプロジェクタを調達する。

## 6. 業務の範囲および内容

### 6.1. 機器等の選定

本仕様書「7. 調達機器等の仕様」に示す機器について、本市が指定する場所に納入すること。なお、納入する機器は、同一メーカー、同一型番の製品とする。

### 6.2. 機器の保証

本調達により納入した機器は納入から 1 年間、ハードウェアメーカーの保証が受けられること。ただし、HDMI ケーブルは除く。

## 7. 調達機器等の仕様

### 7.1. 調達機器等一覧

調達する機器等は以下のとおりとする。受注者は納入する機器等の名称、型番、販売価格、提供価格を記した「納入機器等一覧表」を作成し、契約締結後 10 日以内に本市に提出すること。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のため、その機器を納入することが不可能な場合）や、その他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

## 7.2. 液晶プロジェクタ仕様詳細

表1 液晶プロジェクタ

区分	諸元	備考
ハードウェア		
投影方式	3LCD 方式または DLP 方式であること。	
明るさ	4000 ルーメン以上であること。	
解像度	WXGA 対応であること。	
画面サイズ	最短 2.5m 以下の投影距離で 80 インチの画面表示が可能なこと。	
入力端子	VGA 端子×1 以上, HDMI 端子×1 以上, USB (タイプ A) 端子×1 以上を備えていること。	変換アダプタの使用も可とするが、動作が保証されている製品とする。
台形補正	タテヨコ±25° 以上の台形歪み補正が可能なこと。	
スピーカー	内蔵型で(10W)以上であること。	
付属品	HDMI ケーブル (3m) を 1 本付属すること。	
その他	リモコン付であること。	

## 7.3. 調達機器等仕様の補足

- ・ 本体、その他すべての付属品は、中古品であってはならない。
- ・ 本体、その他すべての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- ・ 調達機器はハードウェアメーカーにより動作が保証されていること。

## 8. 成果物等

- (1) 成果物は、「表2 成果物一覧表」に示す成果物について、納入すること。なお、「表2 成果物一覧表」に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者との協議し、あらかじめ成果物の名称および内容、納入期日等を決定のうえ、作成し納品すること。

表2 成果物一覧表

No.	名称	内容	納入期限
1	納入機器一覧	「7. 調達機器等の仕様」に示す、納入機器等の名称、型番、販売価格、提供価格などを記述した文書	契約締結後 10 日以内

- (2) 検査方法  
「契約書」の記載による
- (3) 契約不適合責任  
「契約書」の記載による

## 9. その他特記事項

### (1) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令および本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (<https://www.city.niigata.lg.jp>) の例規集および要綱集に掲載のとおりである。

### (2) 機密性の厳守

### (3) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

### (4) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は「表 3 業務評価基準」により評価し、記録を保存するものとする。

なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表 3 業務評価基準

評価	評価基準
1	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
2	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書の他に口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
5	仕様を達成できなかった。(契約解除など)